

に理解しておりおかげでも、これについては一
 応今後都市計画課を時としておりおかげ
 でお面を報告をせたいと思っております。
 保育手当の問題でなければ、先程も審議に
 申し上げたものは特殊勤務手当今日をとり
 上げておね、一応色々申し上げた訳でござい
 ますので、個々については色々若干問題がある
 訳なんです。保育手当は現在3ドル支給して
 おりますけれども、これも現在の労働組合の団
 体交渉から要求が来たとして一応、全琉の統
 一要求という形が出てきた関係上、そういうふう
 なほかの市町村がやっているために、そういうふう
 にならざる措置をして、ございまして、
 りども、そういうものについては当然私達としては
 本俸に加算すべきであるというふうにして、
 ございまして。農薬についても今後当然農薬
 の取扱についてはそういう危険物の取扱の免
 許が必要になってくると思っております。職員を採
 用する場合は、そういう免許所持者を採用する
 が、或は現在の職員にそのような講習をさせ
 たりして、資格免許をとるというふうにと考えて
 おります。それから運転手手当てについては、先程
 申し上げました通り、従来運転免許所持し
 ている人が少ないために、常駐出張する場合は
 殆ど運転手をつけて出張している訳です。
 今の場合は別にそういうふうな特別勤務手
 当制度が作られることによって出張旅費支給
 されるという訳なんです。従って那覇に行く場
 合は結局本務に行く職員が1ドル、運転手

も出張旅費をもらつてのこと。その運転手は回数
 が多いからという問題がありまして、一応
 打ち切つて5ドルにしようと思つたところ、出張
 旅費の兼ね合いからそういう運転手手当という
 へんちくりんを制度が出た訳でございまして、
 この問題についても今後十分検討しなくては
 いかぬとそういうふうな考えでございまして。

19 着

もう一点だけ、兼任手当というものがございまして、
 が、機関を除く兼任というは具体的にどうい
 うものがございまして。

総務課長

お答えいたします。実態としては、今後にはな
 らざると思つております。現在では、一応選挙管理
 委員会の職責が監査委員の職責と兼務し
 ている訳です。そういうふうな実態がありまして、
 これは消すのを考えてはいたんですが、今後には
 そういうことはありえないと思つてございまして、これは実
 際問題としては不用になつております。しかし、一応
 そういうことはおそろしく想もされたいと思つて
 ございまして、今後には必要はないと思つております。

19 着

はい、終了です。

議 長

午前の日程はこれで終了です。午後は2時から

開の方。

議 答

休憩いたしました。(午後0時23分)

再開いたしました。(午後1時36分)

議 答

午前に引続き、午後の本会議を開きます。

19 答

午前中に一応、質疑いたしました款ですが、都市計画課長に改めてお聞きいたしましたと思っております。

★この給子条例の別表2の中、建築物監禁手当てが二つあります。ゆえに、今朝の総務課長の答弁では、那覇市役所と政府に建築主事がある。この場合に、違法建築物の取扱い、取締りに関係する業務を行っていただくには、手当が別表に載っており規定されておりますが、今後でも、そういうものを取締つていく場合にどうしても免許者でなければいけません。十分に監視し、取締り権限が薄くてはならないかというふうに考えております。今後そういう職員の中に、そういう係を配置する場合には、免許所持者を配置していただくかどうかが、そこを大いにたいと思っております。

都市計画課長

お答に申し上げます。ご指摘のように、建築主事、違法建築などが、現状で説明してござ

申し上げた方が、あつて、現在私達の方は候補者
 者がおりました。やういふ関係で琉球政府の
 建築主事が実際違反建築物取締つてあり
 ましたけれども、琉球政府は今、現在3名の指
 導官しかおられず、全琉の各市町村をまわるとは
 大変なことで、各市町村に対して違反建築
 に対する指導であつた、それから、是正指導をやって
 いたが、違反があつた場合は即座に報告
 して欲しいと、で報告によつて建築主事が措置
 を講じると、措置をとつて、やういふことで現在まで
 やういふ格好でやつておられますが、何分建築
 主事といふものは、10万都市以上であつた、この方
 で建築主事即ち免許を有する者を採用してあ
 る場合においては監察者といふものは必要の
 訳であつた、現在は一係の方でやういふ報告を
 している関係で現在手当が不足の訳であつた、主事とい
 へば、相当権限がございまして、約、部
 長、或は三役に近い並の給料を払はれてい
 る、内題がございまして、宜野湾市の人口から
 見て、主事を置く、これはちよつと内題に
 なつて、やういふことで現在那覇市と琉球政
 府では建築主事がおりました、那覇の場合は
 びしびし取締つておるやうでございまして、

19 番

現段階としては色々人口密度の関係、予
 算との関係、やういふことで不可能な、考へられ
 ないやうなことであつた。

都市計画課長

さういふことでは。

19 着

この場合も、今後5月15日を期して復帰を
して、それでこれからは都計法の新市計画
をどうするかを伺って、不法建築物というものが
出る場合にこの都計事業にも支障が及ぶ
んじゃないかと、さういふふうに考えているが、
その面でも、一応配慮して、ただやはり
須野湾市のいよいよ発展を期する意味
から、現状でも、もしやせんた、今後
の方向も、その位置づけを、かたがた
いふようにご要望しておきます。以上終了
です。

8 着

役所職員の中に、別表に該当しないものが
あります。

議 者

休憩いたしました。(午後1時44分)

再開いたしました。(午後1時44分)

8 着

職員の中に、特殊勤務手当をもら
ない職員は、何人か。

総務課長

約60パーセントから70パーセントは該当して
いません。これは月額の場合でございます。
税務の第二種の場合、これは全職員を動員し
て徴収する場合は月額現在30パーセントだが、
この場合は職員が全部動員して徴収税に当
る場合は該当する訳ではけれども、一月額
の特典勤務手当は付与した数字は償えて
おりませけれども大体30パーセントぐらい該当
しているんじゃないかと、かように考えております。

6 着

市税の賦課をあるに相当する額である

総務課長

これは色々調査があるという事で、3年ぐらい
前だったとしても、前年と異なるとは従来
からそういうふうになっている訳です。

8 着

この中、市税の賦課をあるに特殊業務
である。

総務課長

この点は先程からである。特殊勤務手当制
度そのものが問題があるという事は再三申し
上げておられますけれども、とにかく各市町村でも
そういう特殊勤務手当の制度が改正され
ますと、そういうふうには隣市町村までおぼえて

と云うのが現状であります。

○ 着

これに該当しない職種、これはどう言う考
方ですか。

総務課長

これ以外と云うことは何と現在もなっている
方は税務一。

○ 着

役所の仕事は全部をせつけば特殊一。

総務課長

それから、これ以外の一般職員と云うことは
どうですか。

○ 着 務

役所職員は一般事務だけが職員で、
ほかの職員は。

総務課長

それから、これは先程から申し上げてお
うに、現在在り特殊勤務制度の実態が未
来の特殊勤務制度の手当制度の趣旨には
おなっていないと云うこと、この点例
は現行のものを、この1年間は踏襲し
どう言う考でございませぬ。

8 着

今度は新しい条例設置でござります。条例を設置するには、おこなった条例は全部廃止をせよとやらうかと。かたに考へる次第でござります。いれりこの中を設ける場合にはいれりり市税の賦課 建築違反の取締り、運転手も運転手として採用し、そして運転手の場合には(聴取不能)一れから見た場合にはかたて該当しな職員がかたにせよとやらうて方が。こういうものは特殊じゃなくして何か仕事をやれば。

総務課長

おへんは二指摘のとおりでござりますけれども、先程から説明申し上げてござります。今日の条例制定にあたっては一応全部を廃止をせよとやらうても、一応現在の給与条例の中味についてはいじらんとせよと48年度からの新しい本土の制度にならう場合、当然特殊勤務手当の条例がこの給与条例から別個に条例制定が必要にあらうとあらうて、その時点で十分考へたいと、さうさうに思っております。

18 着

さうもわからぬて方がね、市税の賦課調査、評価を本務とある職員に対して特殊勤務手当、これの根拠はなうて方が。

総務課長

根拠という事は明確に法的に根拠は
ございませぬけれども、いわゆる税務の調査
賦課というものは、いちいちそういう事業
所に行つて色々不愉快な事も話し合ふもして
くちくちかかるといふことで、そういうことで一般事務
職員に比べて不愉快な色々という苦情
も言われさうな所からこの制度が設けら
れたと思つておられるけれども、私もその当時直接担
当者じゃなかつた。はつきりしたことをわかつて
おられるけれども、そういうふうには理解しておる
ございませぬ。

18 着

徴税吏員は外勤にありませぬか。内勤であ
るか。外勤ですか。

総務課長

一般商売やつてゐる課でございませぬか。内部事
務を一般徴収してきてからそういう整理は内勤
にありませぬ。徴収する場合は外勤にありませぬ
けれども、必おし外勤だけとはござらぬ課
であらう。一般に外勤だといふことであらう。

18 着

この条例でございませぬか。外勤とせよという職務

総務課長

具体的にございませぬか。おつての職員が外勤と内勤

このようにしてはどうか、完全には分けられないかと。

18 着

この内勤と書く場合もあるし、外勤と書く場合もあるかと。

総務課長

その勤務の実態に応じて今日は内勤、今日は外勤というふうな実態が出てくるかと。

19 着

農薬取扱一守当、120日計上を出ておりませんが、現在農薬を取扱う職員で毒薬取扱免許をもっている方がおられますか。

農林課長

お答えいたしますが、現在は宮城武正君がやっております。

19 着

持っているかと。

農林課長

はい。

19 着

宮城君の指示に従って農薬散布はやっていくかと。

農林課長

さうです。

19 着

はい、おかりです。さしつかえなく、総務課長でも厚生課長でもよろしかと思います。衛生手当、伝染病防疫手当 各々360円計算上になっております。農薬の関連で、もし法定伝染病が発生した場合には農薬以上の費用を駆用してその地域の防疫に対処する対策をやらなければいけません。ということになってございすが、この場合にこの額で済む、違っていることはどうもよく分ります。伝染病に対する予防知識をよくなり、そういうものでもよろしかと思います。それをもつての人がこの人体に、事件、又は汚物の処理に関する業務をやっていること、日額360円という規定づけをしておられるか。これは、同等に取扱うべきだと、今後伝染病の場合は、おそろしく危険度が高いと、おそろしくおそろしく、うぶに考へる訳でございますが、さしつかえなくおかりです。

厚生課長

お答をいたします。伝染病予防手当につきましては、集団発生した場合の、防除、そういうことのある場合の危険手当ということで、現在1ドルのものに替わった訳でございす。衛生手当も、それについて、例えは運転手が休む場合の汚物処理も、おそろしく、運転と、危険な

理をあらう場合に職員にお願いして、現在
の仕事を引継ぎして頂いております。一応、読書部として
360日にしてござります。それから薬剤散布で
すか、は現在やっております。煙霧消毒で
すか、その場合には一応運転手はあけております。

19 着

運転手は支給して、この伝染病のある場合に
は、去年の議会だったと見えてますが、これは公
衆衛生看護婦の指示に基づいて、その
消毒等をやってござります。

厚生課長

必おは公衆衛生看護婦にやって、保健所
からの。

19 着

保健所からの。

厚生課長

そうですね。本土復帰してから、保健所との直接
な関係はございまして、市独自でやらせてい
かなくてはなりません。

19 着

はい、わかりました。

1. 着

議案第88号に於いては、条例の全部を改正する条例という議案であり、その内容から見ると、特に17条の特殊勤務手当については別表に表示されておりましたが、今までの説明を聞くと、実情に与じわりの条例、17条でございまして、今後この問題を検討することであるが、現時点に於いて改正することとを考えてはどうか、特に今までの説明を聞くと、何かその勤務については不愉快世間の勤務であると説明しておりますが、特殊勤務手当に於いて、不愉快勤務手当という感じが受け取っておりますが、市長いかがですか。

市 長

おっしゃる通り、特殊勤務手当と、不愉快勤務手当と、これをどう区別した方がいいか知りませんが、今の手当の場合に於いて特に第2の表からして、総務課長から申し込まれたので、今後検討し分けたいと考えて、しかし、復帰の時点で現在のある条例を讀み替はたい、今考えておくと色々理由があるから、おっしゃる通り、例には通勤等の特殊勤務手当であり、大体5時過ぎまでから、或は失物等、務者を連れてくるとか、色々時間外ということになります、毎日時間外やらなければならず、そういうことで、これをやらなくて、或は特殊勤務手当というようにして、そういうものに振りかえたい、おっしゃる通り、そういう関係で、今後のこの方法に

つたうしては、或は時間を出勤と遅らぬが、
又の方法が考えられど思ふ方が、十分検討
しなければならぬといふ考えを持っておりませう。

1 着

検討からいへば着せいでござる方が時期
に付てはお答をせられしか、致毛かす時期
に付て。

市 長

一前、本土の榮例等も参考にいれしれど
時期と云ふことに対しては後帰後しか検
討せられ。

1 着

今、市長は、運転手勤務時間外、カー
ンインをこれに特殊勤務手当に振り当てら
れてゐるかもしれぬといふことであらう。それは
事實であらう。

総務課長

そのうちを二つはござる。時間外勤務手
当として支給されておりました。

8 着

このうちの方はござる。給料に付して
てござるであらう。例を以て余計な金を
現金取扱方からいへば、手当もらう款であらう。
(現金不能)。このうち款もらうから、その榮例を

つくりより、給与の給料にアップして、特殊
的職であるならば例として徴税は特殊
だと、そして徴税勤務者にはこれだけ給料
を上げると、そういうことはできないか。

総務課長

お答えいたします。この月額の特典勤務
手当を本俸に計算した方がいかに多いかと
いうことは私達も考えておりましたが、ただ
計算した場合に問題がある部分があります。
それだけの人が出ても、その同じような状態の
徴税吏員が出るとしても、徴税吏員、それか
ら運転手であれば、それだけでも運転手と、そうい
うような問題については別段問題はございません。
ご安心ください。しかし、現在の給与上の実態
から見ると、そういう徴税吏員の場合は、その給
料を上げていくことが、そういうような職務別の給
料表がございまして、今後人事物動した
場合、これを本俸に計算するということになります。
若干問題が出てくる部分がございます。で、これ
を現時点で本俸に振りかえるということに
なると、それだけの人達は非常に優遇され
ておられる。他の職員が特殊勤務手当の支
給の対象にならない職員に対して、不合理が
生じてくるんじゃないかと、これには当
所はなるべく早い機会に是正したいと思っ
ておられる。多少時間がかかるとは思いますが、
それだけの人達も、そういうふうな考えでござ
います。勿論、月額については、いかにしても同

じょうな仕事、例えは、徐舟ならばこれは保母以外の勤務というものがあつたといふが、このものに付いては即刻これは本俸に加算してよいというものがあつたといふけれども、それ以外の職員については今後、人事物前とか、そのうち就労費を考へれば十分考へられまゝであつたといふことを考へて、何かの職員との均衡を失ふことがあつたといふので、その点はある程度時間を借してゐたので、逐次本来の特殊勤務制度のあり方の方に是正してゐたいといふことがうに考へてあつた。

8 着

今度の場合には、例年と違つて一部の呆則改正、そのうちである場合には、今先、課長がわつたといふように、ある程度時間をかりてやらせておつたといふように申も考へられる訳であるが、今度の場合には新しい呆則で改正してあげ、そのうち、そのうち同時に今までの環球政府から日本政府といふふうには具体的にち支つてあつた。その際に統一してやらせてあげ、今度持つた残した場合には、来年はなかなか難しいといふことがあつた。かうに思ふ訳であるが、あつた。それが税務外職員手当である。外勤手当である。それは評価委員会が考へて入つてあつた。

総務課長

一応、税務の手当を受けるとは、税務課職員と、現在の評価室に勤務してゐる職員は

全都入っております。

○ 着

入っております。市税の賦課 賦課あるものは
税務課職員に賦課にたずさわらない職
員もおりますか。

税務課長

お答えします。これについては、すべてが賦課
に当たっておりますので、全職員に当たって
ございます。先程からご説明ありましたが、
これは中部税務研究会の中でも問題にござ
いまして、先程おっしゃっておりますように、
これを既成のままで、本俸に入れたらどうかと、
そういう意見も中部税務研究会の中でござ
いまして、色々議論もございまして、これは
沖縄だけでなく、本土にもそういう制度は
ございまして、一応おいておこうか、
そういうことで中部税務研究会の中で
は、これを話し合っただけでござ
いまして、一応補足も兼ねてご説明申
させていただきます。

○ 着

現金出納係は当然現金を取扱ふのは当
然な事と思っておりますが、
これに対しての手当をやら
なければなりません。

税務課長

はい、御心が該當しております。

税務課長

は、殆どが該当しており、

8 着

のり一帯は、建築地盤等手当てあり、
の人達はこのままでもおられず、違反建築
物に対しては、

都市計画課長

ご説明申しております。現在違反行為をし
た建築に対しての是正ですが、例として建築
申請もせられておられる方に対して、
おられる宜野湾市の場合には都市計画区域
であり、その場合は建築の確認を受けら必
要があります。このことと、もう一点は違反をし
たものの建築物に対してこれを申請をやってい
たまわいという指導ともし申請をやらぬ場
合は一律建築主事に報告をやってる業務を
やってる訳です。

8 着

のれを担当している職員は事務職員で、

都市計画課長

技術職員です。

8 着

技術職員。

都市計画課長

はら。

Q 着

この中、右左の建築物は違反建築物と
いうだけで。

都市計画課長

結局この件については1968年の――

Q 着

建築物の取壊し、そのための権利は
はら。

都市計画課長

はら。

Q 着

右左、家主に対して右左の家は外れてい
るとはして、というだけで――

都市計画課長

それから左かのけりすたてたね。1968年、右左
都市計画の施設が宜野湾市に決まると右左
係で本来でなく、運軍課の、琉球政府の建
築課の職員が主事としておられる。その人
が来て摘発したが、こういった指導は出来て
おられず、政府としてはどうもこうして、こ
の業務を、報告業務を所管はやってもらって

というところがございまして、各市町村に置いては、
 市、町、村、区、それぞれ、これは市の労働組合の方から大きくて、
 町、区、村、それぞれ、市当局に団体交渉によって、その手
 当が確保されるという事、しかし、宜野湾市の
 方に、建築生甲が、これは徹底的に、その手当が
 確保されるという事、現在、主甲が、この関係で、
 警察制度も、復帰後もあり、指導的
 という立場から、やっているという事、

8 着

兼任手当というものは、どうも、

総務課長

先程も申し上げた通りで、この手当は、
 一般職員として、市の職員として採用
 されるものが、何かの行政委員会等に職務を転
 任する場合は、又は委員会の職員として採用さ
 れる職員が、他の委員会の職員を兼任する場合
 において、兼任手当を支給して、その手当が確保
 される、今後には、如何なることかは、あり、
 例として、農業委員会を設
 置した場合、一般職員が、農業委員会の事務局長
 を兼任した場合、これは、兼任手当の性格で
 なく、あくまでも、本来の職務の職務専念義務
 の免除から、その手当が、その手当は、
 あり、従来あり、
 一応、
 に、
 今後、
 予想、

4 着

是等資料を現在見てございませぬけれども、この年齢種類別に見る資料に判ります。大体9年から13年勤めた方は後から入った方も一般に給与額が低い方が表に於ておられますが、これは何か理由がありますか。

総務課長

お答えします。これは理由をいいます。労働組合が結成されたのが今から7・8年前かと覚えておられますけれども、従来はさういう市の職員についての労働組合ができておいて、殆ど任命権者がさういう年給表に於ておれば一方的に決定は出来てございませぬけれども、さういふ7・8年来労働組合の結成に伴って、団体交渉をなさったので、それ以後特に従来よりベースアップの額が大きくなったという事が理由に於ておると思われます。

4 着

後から入って来た人が給料が低いというふうにありますか。今度改正されるこの別表1というものは公務員法の給与号給にのってございませぬと出されておるんですか。

総務課長

お答えします。先程もご説明申し上げたんですが、一応この根拠は地方公務員法に基づいて、条例の目的は決定されてございませぬ。

ども、実際政府の指導に基づいて沖縄の
 態上、お帰りの時点を本土の実態に合わせ
 ることではあるもので、この中り年度に限ってどうい
 う大体、業務については現行条例や人事考
 給表、及び別表についても現行のものに30倍
 をして、これを措置をしてもらいたいというふうな
 政府からの指導がその款でござります。統一
 して、これは実際条例の目的をいふのは地方公
 務員法に於て編成した款でござりますけれども
 も、中味に於ては本土の実態はとておれな
 い款でござります。と申し上げたのは、本土に
 は地方自治法の204条に基づいて、年当の種
 類も現在の地方自治法の139条の2項にも
 色々の年当の種類がござります。例をば課長
 以上の者については、管理職年当の制度も利ま
 ず、色々の制度の別れが違ふ款でござります。
 それを再び復帰の時点をなおかつは労使費行
 の上からも好ましくないので、見前から一応、この
 準備期間といたすのが、そして47年度中にどうい
 うふうな実態に合わせようかと、どういふふうな
 態指導がなされてくる款でござります。

4 着

申し上げます。先程の特殊勤務とか、そういう
 面々が地方公務員法を適用した場合には
 ある程度緩和されるというところも考へられる款で
 可か。

総務課長

これは緩和するということよりは、特殊勤務制度というものは、勿論地方公務員法又は地方自治法に基いてもどういふ仕事に就いてはどれだけの手当をあげようかというふうな明確な基準は、ないからである。従つて、本土の基準を以つて、必ずしも、同じやないかというふうには考へておろすけれども、その本土の場合には、一応特殊勤務手当については、給与に關する条例からは別個に、条例制定をされてゐるからである。従つて、次年度からは、本俸と特殊勤務手当については、別個の条例を制定しようとして、その時点で本土の実態も考慮したとして、勿論これは、沖縄の特殊事情で、本土とけ別個の特殊体系があるかもしらぬけれども、どういふものか、勘案して、どういふ措置をしていこうかと考へておろす。

4 参

地方公務員法の号給表は、我々が見ておるからだが、これに比較した場合に、どういふ相違があるか。既得権を侵されようとする面も十分あるからである。

総務課長

地方公務員法による号給表というのは、別にございまして、一応本土の場合には、国の人事院勧告によるものが、毎年8月頃出されて、9月1日、それに基づいて、各市町村におつたものが、大体11月頃から

12月頃迄と同じでありまうけれども、毎年国の人事院勧告に基づいて給与の改正が行われているのでございませう。従って、本土の号給表というものはあくまで沖縄の実態に従来の方式で行った款でございまして、一応向うの場合は職務等級がある款でございませう。国家公務員の場合は8等級であるが、1等級から8等級までありまうけれども、普通、復帰すると宜野湾市の規模から申しませうと、本土の3号給の4、5号給程度が宜野湾の1等級になると、そういうふうには一番最後の方は国家公務員の号給表と同じになる款でございませうけれども、大体の去年の高卒卒の初任給が人事院勧告を見ませうと大体32,000円に付ていませうでございませう。それから色々の職歴、学歴等によりまして、色々の初任給の基準も出ていませうでございませうけれども、そういうものは今後どういふ国の人事院勧告に基づいて号給表を採用していかんじやないかと、48年度からはですね、そういうふうになると思つてございませう。

4 着

いゝ款でございませう、まうのこすでは検討してない款でございませう。

総務課長

これは、下から実施しませうと自治省の方から詳しい通達が出てまうので、まうどういふふうに出るかと、いかんじやないかと、我々としては予想もしてございませうので、たふし現状、琉球政府が、どういふふうに出るに

給与の再計算 あるいは履歴を全部ひきりか
えまして過去の職員の履歴に基づいて給与
の再計算を行ない、そして国の人事院勧告に基
づく号給表にのらうていられると、そういうものが現
在の我々の予想でございまして、実際は出ている
ことであるから、ほゞりは申し上げられたい訳です。

4 着

定期昇給との関連はどうなりますか。

総務課長

定期昇給も国の場合、勿論本土の市町村
の場合には6ヶ月昇給、2ヶ月昇給、或は12ヶ月
昇給というふうに号給の上がることである、この
格差は、金額は大々く異なりますけれども、昇給の
期間が非常に長くなる。例えば若い昇給
の場合には6ヶ月と、そして何号俸以上の場合は
9ヶ月に1回しか定期昇給も存いと、沖縄の場
合は、宜野湾の場合は6ヶ月に1号俸全部の
の差を720円までございまして、本土の場合は
4,000~5,000円も格差があるからございまして
で、たゞは給与体系というものがかわってくる
見えます。

4 着

またはいりましてはいいんですが、地方公務員法
の事務移管というものに大体今後はお任せな
がらうらうらうというふうなことであります。

総務課長

そのようになるものと我々は理解して居ります。

4 着

は、以上。

議長

議案第68号については、質疑の段階で継続審議としておきたいと思つたが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第68号、宜野湾市職員の給与に関する条例の全部を改正する条例については、継続審議といたします。

議長

日程の第7、議案第69号、宜野湾市特別職の職員に、常勤のもの給与及び旅費に関する条例を議題といたします。

本案に対する理事者の報告説明をお願いします。

総務課長

ご説明申し上げます。現行の沖縄の実態をいましては、一般職員と特別職の給与については、条例は一本でございまして、もと、本土の実態に照らして、本土復帰に伴つ

この条例を制定している点におおに考慮して
 る款でござります。一本にたつ理由をい
 して、本来、特別職の俸給にござりては給
 子にござりては、一般特殊勤務手当、時間外
 勤務手当、通勤手当等の期末手当以外の当手
 にござりては本俸に加算してやるのが建前である
 ところが、この基本原則に立ちまして、この条例
 を制定している点でござります。
 今日、水道事業管理者と、固定資産評価委員
 がこの条例に入っている款でござりますけれども、
 水道事業管理者もこれから復帰いたし方と特
 別職にたつ款でござります。この根拠法令と
 いたしまして、地方公務員法の3条の中で地方公
 営企業管理者が特別職というふうに明定
 されている款でござります。更に地方公営企業法
 の第7条の2の方でも一応それらしい規定がある
 款でござります。しかし、この特別職の定義で
 ござりますけれども、一般的に特別職というものは
 議会の議決を得てやるのが特別職の概念
 でござりますけれども、水道事業管理者の場合、
 これは特別職でありまして、議会の同意
 が必要と成つてくる款でござります。これは公
 営企業法の第7条の2でそういう別に議会の
 議決を得る必要がないというふうな自治省の
 解説が出ておるので、特別職でありま
 けれども、議会の同意は必要でないというこ
 ころかと思っています。
 固定資産評価委員にござりては、地方公務員法の
 第3条にござり、この固定資産評価委員の選任は

場合は議会の同意を必要としておりまして、か
ような措置をとつた訳でございます。

従つて、これらの給与額については、一応三役
につきましては先程からご説明申し上げましたよ
うに、浦添、宜野湾、具志川が類似してあるこ
のふうな観点から同意しております。

水道事業管理者についても、浦添と宜野湾が
そういう体系をとつておりまして、一応両方統制
いたしましたこの額を決定している訳でございます。

それから、固定資産評価員の額については、一応現
在では特別職ではありませぬけれども、実際とし
ては一般職並の給与の支給の方法としてあり
ませぬけれども、今後特別職に在るに伴つて、
通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当の支給
が不可能になります。そういうことで一応課税と
の均衡上、多少それについての手当をしてこれ
だけの額が決定したのかと、かように考えている訳
でございます。

別表の給与の施設につきましては、三役と水道事
業管理者につきましては、一応議会議員並みに
それから固定資産評価員については一般職の部
課長並みに、そういう支給のそれをしていかう
に考えております。以上ご説明申し上げまして、
何かあれば質疑にお答えしたいと思つております。

加えて申し上げますと、沖縄市議会、町村会等
たりで特別職についての準備会を設けて
て、特別職についての色々資料も出ておりま
すけれども、一応それ以前に私達浦添、宜野
湾、具志川については一応のこうするの編成、条

例制免津備も終つており申し込ので、参事には部
 下かと思へるけれども、一応その意は叶つてお
 つておろす。向うからの答申でも、これを以て
 と述べておろす。市の場合は3万2千円でござい
 ますけれども、市長が19万円、助役が15万2千円、
 収入役が14万3千円、議長が6万3千円、副
 議長が5万5千円、議員が4万8千円、教育長
 が14万3千円、そのほか一応お出しが出てお
 りますけれども、今日までは従来通り三市調定
 に基いて提案してあり申すことを申し上げて、説
 明終つたと思つておろす。よろしくお願ひしておろす。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午後2時30分)

議 長

再開いたします。(午後2時32分)

議 長

議案第69号については、質疑の段階で、継
 続答議にしておろすと思つたが、ご異議ご
 せつたか。

議 長

ご異議ごせつたので、議案第69号、直野
 津市特別職の職員に、常勤のもの、給与及び旅

費に關する案例につきましては、継続審議とし
しをせよ。

議 長

日程第8、議案第70号、宜野湾市教育長の給
与、勤務時間その他の勤務条件に關する案
例についてを上げたい。

本案に對する趣旨説明を求めたい。

総務課長

説明申し上げます。本案につきましては教
育公務員特例法の第17条の第2項の規定に
基づき、教育長の給与と勤務等につきて
は案例で定めなくてはならないことになつ
ておりますので、本案も提案した款でござい
ますけれども、教育長の給与につきてはこれ
浦添、具志川、宜野湾三市で統一した款で
ございませぬ。これは議案第64号と少しは関
連がある款でございませぬけれども、一応教育長
といふものは、原則として教育委員でござい
ます。従つて教育委員の報酬も教育長の給与
も合わせて支給することから款でございませ
ぬけれども、一応その特別職の非常勤の報酬及
び費用弁償案例等の中では教育長の場合は報
酬は支給するに規定いたしました。教育
長の給与については本案例で定め、月額13万円
というふうにする款でございませぬ。

旅費につきましては一応議会議員と同額と
するにいたる案例を準用していただきます。

うふうに5条で規定しております。勤務時間については、教育長の場合は、任期がある一般職員、地方公務員法上は一般職員というふうな定義づけされておりますので、一応は勤務については一般職員並みに取り扱ってございまして、かような処置をしている訳でございまして。

一応条文の形式につきましては、本土の準則に従って制定してありまして、以上ご説明申し上げて何かございすれば皆様の質疑の段階でお答えしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案についても、質疑の段階で継続審議といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ありませんので、議案第10号、宜野湾市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例については継続審議といたす。

議長
日程第9、議案第11号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の全部を改正する条例について

と上程いたした方。

本案に対方ヲ趣旨説明を求めます。

総務課長

本案は復帰に伴って本土法の適用を後けることによりまして根拠法の整備と手数料の額の変更をしない款でございます。

この手数料の額については、一般私法総務課長会議、或は住民課長会議等で今までお15セント、20セントのものを全部50円、実質的には値下げになりまけれども、そういうふうには統一して出しておりまので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。なお、質疑については関係課長も出席しておりまので、その都度お答えをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

19 番

第2条の2の4、8号、住民票の写しについて1世帯5枚までを1件とする、というふうになっておりますが、これはどういう意味ですか。

住民課長

お答えいたします。この住民票の場合は、現在現行の住民票は世帯単位で作られておる款でございます。復帰後は基本台帳法というのが

施行の仕方なので、その場合の住民票の記載
 というのは原則として個人票、個人個人を単位
 にして作るものでそういう関係がありますので、
 1世帯5枚で1件というふうにしてあります。
 そして今の、現在の住民票の1号様式には5
 名までは記載できますので、それから大体計
 算しまして5枚1件というふうにしてあります。

19 着

住民票の場合にはで、これは住民票の抄
 本と謄本とございませぬ。それとの関連でござ
 ぬ。一人一人の場合には1枚おれども1世帯
 の中で1人もらった場合にはで、この別表
 との関連で、1件につき、5枚で1件というふ
 うにございませぬ。これとの関連で1件につき5
 円おろし5分の1にございませぬ。或は住民票
 謄本を別れた場合にはどうなりますか。

住民課長

この基本台帳に存りますと、この現在の住民
 票の抄本とが戸籍謄本という認定の言葉が
 なく存りますので、この住民票の写しであるとい
 う認定は存りませぬので、抄本とが謄本と
 かの言葉存ります。そのように存ります。

19 着

今後はその抄本、謄本の場合には戸籍
 にて全部統一をせよという事でございませぬ。わ
 がりませぬ。

議 長

進行いたします。議案第11号につきましては、質疑の段階で継続審議としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第11号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の全部を改正する条例につきましては、継続審議といたします。

議 長

日程第10、議案第12号、宜野湾市常住宅設置及び管理条例の全部を改正する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の報告説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、内容については現行と殆ど変更の点でございまして、一応、本土復帰前とのに伴って根拠法文が違っておりますし、又現在ドル表示でございまして、一応これを円表示に改めたこと、そういう関係で改正した点でございまして、なお、この条例案は自治省から示された準則をこの中に踏襲しておりますので、以上ご説明申し上げます。何かご不明な点は担当課にお寄せをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議 長

本表に於ける質疑を御答へ。

12 番

ミ入アソリトラレモノを申レエゲテ。39ページ2条「用護の定義」の護。は違ヒテ。この用語の中。入居者トウモノの定義がツケテ。13条の41ページの「家賃の減免又は徴収の猶予」の中。入居者が病氣にかかると免ケ減免ハ猶予ニ付ト思ヒテ。入居者トウ用語の定義が存インデ。家族の中で。誰でも病氣になれば減免或ハ猶予願ハク請求権ガアリテ。執行者ノコトデ。

議 長

休憩ニ付（午後2時45分）

再開ニ付（午後2時46分）

厚生課長

答レテ思ヒテ。

12 番

家族デ。

厚生課長

付。

12 着

これは大変じゃありませんか。家族が誰がても病気に悩む場合にはどうしていいかわからないと悩むことがあります。

厚生課長

各社の方でございませぬ。その減免については実態を調査してどういう該当があるか。

12 着

実態は医者や診断書を持ってこれば、これ以上の証明はできずから、お任せはどうか。

厚生課長

いや、いや、所得等も考慮しなければならぬじゃありませんか。

12 着

所得はいいからでもうかがいます。今、現行の条例に抵触する居住者は、私は知りません。

厚生課長

どうもこれについてはわかりません。

12 着

制限があるという。

厚生課長

一応、収入が上ったものについて3年後で
可が、については割増料金というおれで徴収
はしてありませぬ。

12 着

おれの方が入居者がしむ時点で既に向うの
一方的な書類だけではわかりませぬ。
これはどうなっておりますか。これは関係者だけではこの
条例はわかりませぬ。この条例を向うの入居者に
配布して可か。13条はほとんど引用されてお
り、2項はせんに優遇しければならぬ理由
が所りませぬ。おれが福利行政が前面に出
てくると真面目な市民は迷惑しませぬ。うでし
う。45ページの26条と27条の用語の何であ
り、高額所得者と収入超過者は、又29条で高
額所得者と、用語の統一は26条、27条、29
条 意味は同じであらう。

厚生課長

これは一応、準則をであらう、おれが可か
る関係上であらう。

12 着

おれは準則のことについている部ではありせ
ぬ。宜野湾市の案を見ている部では、案が
及ばず審議している部であらう。そのような条例
をつくっても別にほかの人に見られてもおかしく
ないかというところについている部であらう。高額所

得者に付ては、収入超過者に対しては、進まず。27条、収入超過者は、当該市常任会を明け渡すようにすべきではない。これは単なる類似規定であらう。

厚生課長

努力を要する。そういう意味では、これは進まず。

12 巻

これは必ずしも守らなくてもいい訳であらう。

厚生課長

いや、そういう超過者に対しては、そういう意味では、これは又、割増料金で一定収入率に上乗せされる訳ではない。

12 巻

これは類似規定であらう。

35条は市会に請求しなければならぬという、あるべきだと思いますが、これは市長の義務だと、甲というものを明渡し請求するのは、これは義務だと思いますが、しなくてもいい訳であらう。これはせめても進めたいものではない。

議 長

休憩いたします。(午後2時54分)

再開いたします。(午後3時10分)

議 答
 本案につきましては、質疑の段階で、継続審議としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 答
 ご異議ございませんので、議案第12号 宜野湾市廃物資源管理条例の全部を改正する条例につきましては継続審議といたします。

議 答
 日程第11、議案第13号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

議 答
 本案についての理事者の報告説明を求めます。

総務課長
 ご説明申し上げます。一応本案例は、トル表示を円表示に改めると共に、業者から陳情がなされたので、それを後付けして、今後のゴミ処理の料金について改正した内容でございます。これは5月1日の予算上程の場合にも詳しく説明申し上げますが、一応料金を上げると共に、又、市としてはそれについての補助をしているのと、特に、自治会契約をあるゴミ処理の方法については、一応前当り12月の、1ヶ月について12月の補助を出し、そのうち5月1日に70月の補助をして、その住民に負担をかけるように、ゴミ処理をして、

を在りて二回以上業味で改定業を出しお多額
でございませう。よろしくご検討お願いいたします。

議 者

本案に対して質疑を許します。

4 着

別表の23条に列挙され、回数と内容がござ
います。週2回にわたるんですが、2回で十分
であるか。従来の条例は2回以上という字句を
使っておったんですが、2回にした理由はどこにあ
るのか。

厚生課長

一応業者としては週2回という事でございま
す。それで、他市町村のものも調べてみます。大
体週2回でやっているようにございます。

4 着

自治会によっては2回以上、一日ごしに契約
している町があるんですが、そうだったら非常にこ
れでもって今、一日ごしに回収した方がた
っているところがあるんですが、そうだったら相当大
な週2回といたたら非常に処理に困るんじゃない
かと。又、民間としても1週内に2回という事に
なったら相当腐敗物があるかたまたま相当困
るんじゃないかと思いますが、その点において今
2回以上この金額が210円以内であればいい
ようにしていただくと思いたが、2回に決定した理由は

に二にありまが。

厚生課長

いれ申す週2回取らうが週3回取らうが。二の取らぬいと二の結局業者が困る款である。

4 着

やうで申すである。業者はそれを持っていきからいんたが、家庭においてである。3日に1回取らうと。やうで隔日にとるのとはその処理の方法が民間に困る款である。やうで、二に二三日おくといふのと、一日ごと取らうと云うのとは大分違ひがある款である。衛生とからいつても。

厚生課長

一応、業者としては、料金はやうに取れたいと、2回を必ず取らうと云う様にしてございませう。やうである。この条例にうしろしては、むしろ研究すべきものがたくさんあると思ひますのでである。一応、これにうしろして、ドムと丹七の取れをやって、業者はやうに話し合ひをしてございませうかとである。

4 着

これは、おたくのものは業者とやると、業者のものは住民の立場に立って、これは条例は考へてあるであつてである。

議 事

休憩いたします。(午後3時14分)

再開いたします。(午後3時19分)

19 着

今日の清掃条例の一部改正の件であります。額が七もかとしておられ、自治会との契約、或いは個人との契約で二回という限定づけをしてあります。法解釈の上でですね、今の説明を聞いておると二回とあれば二回以上は取らせられないという事でありまして、法解釈上、二回というふうになると、たしかにそれは二回以上取つてもいい。しかし、業者としてはですね、二回取ればそれでいいんだという見解に立つ訳であらう。これはですね、ビシヤウとおっしゃる。この宜野湾市がですね、健康都市を宣言している以上、今のチリ競争というのはこの道路行ってもチリがふえている。それを処理していく場合ですね、それを管理していく側がですね、やはり健康都市にふさわしくないうる条例を制定していくのはどうかと思う。今の条例はですね、この塵芥処理の問題はこれです。何回となく論議をされている。ところが、やはりこの改正というのにはですね、環境衛生面からは改善の方に向っているんじやないかと、今二回というのですね、再検討をうける余地は存するかどうか、明確に答弁して下さい。

厚生課長

週二回入れ札なのは、11月4日の料金で改

実行前に自治会着々の方を一応集って貰って
 一応週2回は必ず取り合おうにしようかと。その
 ためにけちり入れてくれという話もありましたが
 可成りおかしなもので週2回以上は取って、実際
 は1回しか回ってこねんじやないかというおかしな
 話がある。週2回必ず取り合おうにしよう
 かと。

19 着

前でおね、今やういふ論議をしてゐるに中
 心である。それはである、右に業者の立場で
 いる。2回取って同じ料金がもらえらるたも
 ら業者にとっては有利なものである。しかし、お互
 いの場合がある。市民の側に立つた
 人というところもある。念頭にに入れてお
 かねば。地域に於ては、1週間に1回
 してもいいところがある。しかし、地域に於ては
 又、毎日でも尚かつあふれてゐるところもあ
 る。やういふところを基に業者が定めてある。二は
 である。もう少し掘り下げて検討して、2回以
 上は取らされること。自治会契約の中で、その
 自治会が欲すれば3回も取らされること
 う一つの環境衛生面から考えていくとや
 ういふ基本等勢に立っての限りである。今
 までのやり取りやういふのはまだ改善はされて
 来、そのらお別を十分存せぬのがどうか。
 単に自治会側だけ業者だけのである。言ひ分を聞
 いて、2回とれば、2回取ってもらえばという方が
 ことには、少なくとも自治会側の意見では

最低之額は取つてもらひたいといふ希望が
思ふのである。でもそれは毎日でも取つてもら
たいといふのがである。自治会費の本心は
よ。その意である。ふつて条例といふのを制定
しなければである。これは市民は大変なことに
なりである。

厚生課長

検討してまいらうと思つた。

19 番

19番 検討して下さい。終了です。

議 長

19番に付ければ検討いたします。

議案第73号に付しては、質疑の段階で継
続審議としておきたいと思つたが、ご異議を
ご述べた。

議 長

ご異議を述べられたので、議案第73号宜野
湾市清掃条例の一部を改正する条例につ
いては継続審議としていたします。

議 長

日程第12、議案第74号 宜野湾市国民年金印
紙購入基金の設置及び其の管理に関する条例を
議題としていたします。

本案に対し、理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案は、復帰に伴いまして、従来国民年金の納付に付しては現金納付でございすけれども、復帰いたしました本土のそれに従いましてこれが印紙納付にたゞ事でございす。従いまして市民の国民年金の納付についての利便をけがる意味からこの基金を徴けして国民年金業務の円滑な運用をしたというものがこの条例制定の趣旨でございす。この実態を説明いたしますと今各市民から現金で納付いたしましてそれを一応市の方でまとめて保険庁の方に納付してございすけれども、これは国民年金の印紙というものは保険庁の方が発行しませんので一応市としては保険庁から必要の印紙を購入いたしまして、それを市の方が売ってその印紙を添付して納める形もなると、そういうふうな手続をせりたというふうに考えてございす。詳しいことにつきましては、もしこの場で理解できなければ、詳しいことについては担当課長の方から説明させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

本案に対し質疑を許す。

議 長

休憩いたします。(午後3時26分)

再開いたします。(午後3時40分)

議長

議案第74号につきましては、質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第74号 宜野湾市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例については継続審議といたします。

議長

日程第13、議案第75号 コザ市、浦添市、宜野湾市、奥志川市、石川市及び中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置についてご質疑といたします。

本案についての理事者の趣旨説明をお願いします。

総務課長

ご説明申し上げます。現在の琉球政府の老人福祉センターの中部市町村への移管に伴いまして、当該センターを中部5市9村で運営することが中部地区の市町村社会で協議が整いまして、その協議会に加入し、その規約を承認していただいていることと本案を提案している訳でございます。なお、この経費のうち80パーセントは所在地であるコザ市が負担いたしまして、後の20パーセントを他の市町村が負担してこのセンターを運営していただくというふうなことでよろしくご協議をお願いします。

議 答

本案に対して質疑を許す。

議 答

付ければ進行してよろしゅうございませうか。

議 答

ご質問で申すので、議案第95号に付しては質疑の段階で継続審議にすることを異議を言いませんか。

議 答

ご異議ご質問で申すので、議案第95号コサ市、浦添市、宜野湾市、奥志川市、石川市、及び中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置に付しては、継続審議といたします。

議 答

休憩いたします。(午後3時42分)

再開いたします。(午後3時44分)

議 答

日程第14 議案第96号 宜野湾市消防団員の定員任免、給車、服装等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。
本案についての理事者の趣旨説明を求めます。

消防系

ご説明申し上げます。この条例は従来もござい

ます。しかしながら従来琉球政府で制定して
 ありました。消防組織法、いわゆるこの法令
 の根拠等の適用条文が、本土法の何とちつと
 変わっております。変わっておりますも条文の数字
 適用条文の方が変わっております。従来14条
 の3項を適用しておいたのが、本土法の組織法
 の15条の2と、或は2項、15条の5というふう
 になっておりますので、そのために改正をせよから
 従来は報酬並びに費用弁償一括して役所の方
 に入っておりますたんであるが、これをこの条例の
 中におり込んでやっていくことである。又この条
 例制定に当たっては、従来の市の条例と、それか
 ら今度不なされております準則、それから他の本土
 市町村の条例集を参考にしまして改正してござい
 ます。内容的には従来のものと大差はございませ
 せん。一応、報酬及び費用弁償の方でいくらか
 の若干の何がございまして、66ページの月額報
 酬、或は費用弁償の算定の基礎にございましては、報
 酬におきましては、現在その他団員、いわゆる団員
 が5ドルの報酬を今支給しております。5ドルと
 いいますと、1,800円でありまして、この現在支給
 している報酬をいくらか復帰に当たったからとって
 減額するものか、むしろ増えるものでありまして、多々向
 題が生かると思っておりますので、これを基礎にしまし
 て、それから分団長、副団長、団長というふうにい
 くらかずつ積み上げていくというふうなやり方
 です。費用弁償にございましては、従来1日2ドルと
 いうふうなことでございましてしたが、左にしまして
 は、非常勤消防団員、いわゆるのんせいは、自分の職

務をやっているからいざ何かの場合に招集に
 応じてあげてきて、災害防除に当るとい
 う方々でございませう。これでもって自分の生計
 の道を立てているというだけではありませ
 ぬし、この業務に携わったことについて自
 分の正業をたげらうと、その向は自分の家
 をしらすということに
 なりますので、従来の2ドルということでは
 ながか少ないんじゃないかということ、
 これを4時間
 以上と4時間以上というふうに分け
 たりしてこのよ
 うな額を決定した訳でございませう。これにつ
 いては、那覇の場合、消防職員がたいぶお
 りして、団員の手は借りなくてもさうな
 ものであ
 るけれども、那覇においてまたこの程
 度の額
 を支給すると、それから嘉手納あたり
 からも
 いうふうにやっていると、いうふう
 になりますので、一
 応そのへんも勘案してこれは設定した
 訳であ
 りませう。以上変わった点の説明申
 し上げましたが、もし何か
 ありましたらご質疑にお答えしたい
 と思
 います。

議 答

本案に対する質疑を許します。

19 番

別巻3の貸与被服等について存んで
 りますが、これが貸与期間の問題であ
 る。制服1着で5
 4年というふうになってお
 りますので、これは制
 服の場合、54年間使用可能であ
 るが。

消防長

これは制服の場合で方が真団員で有つて、団員が制服を着用するのは大体常時消防の出初式、或は消防の行事が年向二、三日ございまして、防火運動、その場合に、制服を着用して式典に列席するとか、或はその日の行事の中での（聴取不能）、それらでございまして、年向平均しまつと、制服の着用というのはおおよそ10日も存のまんじやないかというふうに考へておりました。それで、1着というところが少なうございまして、それらでございまして、着用のことも考へた場合はそれでも可能かと。

19 着

回数が少なうございまして、それで靴も、これ2年と存つておりました。靴の場合には、制服、作業服は各々わかれておる訳ですが、靴の場合には、作業の時点でも使つたり、又制服の場合も使用すると思つておりました。2ヶ年向買手でもございまして、どうかと存じます。

消防長

消防団員の活動の少い方が、大体常時駐在のものも少なうございまして、いわゆる出動である、出動の場合が問題に存つてくると思つておりました。しかし、出動でも年向を通じて20回ぐらい存つた方が、この程度でございまして、これは消防団員の招集に存つては、どうして職員は今の職員でございまして、是も存つて、どうしては次の車両を出

えんじいかんを、又は職員が全部出た外に
 せりしても 第前待期で団員を何しておかんとい
 かんを、危険なといえにやっていますような状
 態でありまして、消防職員の常勤でも1ヶ月で大
 丈夫もつております。毎日これを付けておりますし、訓
 練もこれは団員と話しに行らなうくらゐ回数に
 多し、へいせいでもちつてはいておられ、それでも
 1年間ははいております。それでも1年間は使つてか
 ります。それからいいますと、団員の2ヶ月というのは
 使用については差しか乏しいと思つております。

19 巻
 はい、終了です。

1 巻
 任用の第3条に、団長は消防団長が任命
 あり、団員は市長の承認を以て団長が任命する
 という任用でござります。分限の第5条、それから
 懲戒の第6条の中に任命権者としてあり、
 第5条は任命権者は誰を以てしてござりますか。

消防長
 任命権者とはこの第3条に基づいた任命権者
 に存するが当然ですが、結局、団長にあっては
 任命権者は市長に存すると、又その他団員につ
 いては団長が任命権者に存する。

1 巻
 . (じ) 5条、6条の任命権者は団長でござります。

ういう意味ですか。市長ですが、どういう解釈で
ですか。

消防長

団員というのには、これは団長も団員の中には
入って...

市長

市長で可也。団長の場合には市長。

議長

ほかに行けば進行いたします。議案第96号に
つては、質疑の段階で継続着議にしたい
と思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第96号 宜野
湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に
関する条例の全部を改正する条例につては、
継続着議といたします。

議長

日程第15、議案第97号 宜野湾市水道事業の
設置等に関する条例につてを議題といたします。
本案につて趣旨説明を求めます。

営業課長

宜野湾市水道事業の設置等に関する条例に
つて、趣旨説明をいたします。本土復帰に伴

11の13根拠法令が違つて本土の公営企業法
 に全面的に適用されるので、今までは条例を
 ばらばらであつた訳であつて、本土法に基づ
 て一つのいわゆる水道事業の設置とか基本計画
 については地方公営企業法の第4条に基づいて条例
 事項に行つておりましたので、いわゆる水道事業の設
 置とか経営の基本、組織それから重要な資産
 の取得及び処分、そういうものが一つの条例で
 行はれるようになっておりました。それと職員
 の賠償責任の状況、それから負担金等の寄付
 等の後援等の条例でつたうようになっておりました。
 今まではいわゆるばらばらで4つ位の条例にわ
 かれていたものがこういうふうになっておりました。
 何かご質問があればお答えしたいと思います。

議長

本案に対して質問を許します。

19番

第2条の2項で述べ、給水区域が下
 の部分で伊佐、大山、真志、穿地、泊、大
 謝、右の一部とあり、この部分に
 が、これはどうの意味か。

答

この伊佐、大山、真志、穿地、泊、大謝、
 右の一部は、田舎地帯であり、この部分と除
 くために、

19 番

レガレ、給水というものはその家庭にやる訳では
ない。

農業課長

おけと、家庭にやりまわして、全部田んぼに
してやるわ。これを給水区域に入れれば必要
はない訳であ。

19 番

これはあたりまえであらう。これは上水道は給
水するということではあるわ、家庭にやる人であらう、田
んぼにはやりません。

農業課長

だから問題は、その地域であらう。その地域
は除くんである。一応給水区域というものはど
こどこという範囲が取りまわすからわ。

19 番

そのよう論法に出っただけであらう、全区域
に言わなければならない。全区域に火もあつた
これは5号線沿いで田んぼには取りまわす。
そのようレニラはそうする訳であらう。そのよう論法
は例をたいていである。水道の給水を田んぼ
レが火もあつたその空地とか、レいうことは取りま
わす。家庭にであらう。あつても。

管業課長

おからであらね、給水区域を明確にうたわな
いといかん訳であらね。そういふ区域をう
たわなといかん訳です。今まではであらね、市の
一月とあるというふうな説明をやっておりました
が、そういう説明は近代的なものであるので、そ
ういう字をちやんと示せよう。これは厚生省の水
道課の方からであらね、指図を提示されてであ
らね。今までは宜野湾市一円と漠然としてであ
らね。しかし、そういう表示はいかんとして、各号の
二七二、四の字のであらね、困りけいというものは近い
将来給水の見込みがたない訳であらね、その改正
正すればいい訳であらね。

議 長

只今、定刻午時でありましたが、本日の日程が
まだ終了していませんので、時間を延長することに
ご異議ありませんか。

議 長

ご異議ありませんので、時間を延長いたします。

19 卷

それとであらね、給水人口は17,900人というふ
うにたっている訳であらね、この人口をですと、こ
ういふに限定をいたしましたので、今後では、
今問題として着天同水道の問題も出てお
り、そのうち、このうちも含まれて、これから又、居住を
して、このうち、このうちもあつて、そういうふうにして人口増

があれおるとおね、或は外人家、或はいろいろなものをやらせ、そのうち利益付けをやっておくと、それが増おごとになおね、改正の必要が出てくるんじゃないかと、もうそれい表現は持っているよか。

営業課長

これはであら、いわゆる事業の基本に行うものであ、これは72,900人というわけであら、85年はその額になるだろうという推計で出された人になんてあ、ただ漠然とでなくして、これは推計で85年になんてあ、これはそれまでにその計画がであら、到達した場合、又は、最低大体10年ぐらいの計画であら、給水人口も打ち出してはいるという話であら、これは85年には72,900になるという水道法による推定人口であります。

19 着

この給水量もそういう観点に立っていう話であら。

営業課長

こちらであら、これは一つの目標になんてあ。

19 着

目標としておいておいたという話であら。

議 長

休憩いたします。(午後4時1分)
再開いたします。(午後4時15分)

議 長

本案に付ては、質疑の段階で、継続したいと思われ、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第17号宜野湾市北道事業の設置等に関する条例に付ては、継続審議といたします。

議 長

休憩いたします。(午後4時15分)

再開いたします。(午後4時16分)

議 長

以上を以て、本日の日程は終了いたしますので、これをもちて終了いたします。

尚、次の本会議は5月1日、日曜日、午前10時から再開いたします。大変ご苦労をいただき、ありがとうございました。

散会 (午後4時16分)